

# ひたちなか市教育委員会会議録

令和8年 第5回 ひたちなか市教育委員会 3月臨時会 会議録					
令和8年3月30日(月)		開会 午後3時00分		閉会 午後3時35分	
場 所	市役所第3分庁舎 防災会議室1・2				
出席委員	教育長 秋本 光徳	教育長職務代理者 佐藤 達	委 員 鬼澤 宏幸	委 員 大塚 佳代子	委 員 原 嘉昭
欠席委員					
会議に出席した事務局職員	補 職 名				氏 名
	総務課長				田口 清幸
	学校管理課長				笹沼 義孝
	学校管理課係長				石川 敦之
	保健給食課課長補佐兼係長				佐藤 洋介
	保健給食課課長係長				小澤 完
	参事兼指導課長				田村 寿俊
	青少年課長				住谷 太一
	中央図書館長				近藤 貴史
	総務課課長補佐兼係長				益子 太
	総務課主任				清水 貴文
議案審議等	議案第6号	ひたちなか市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第7号	ひたちなか市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する訓令制定について【公開】			
	議案第8号	史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示について【公開】			
	議案第9号	ひたちなか市児童生徒等の就学等に関する規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第10号	ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第11号	ひたちなか市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第12号	ひたちなか市立学校の学校医等の委嘱について【非公開】			
	協議事項2	ひたちなか市史編さん委員会設置規則の一部を改正する規則制定(案)について【公開】			
	協議事項3	ひたちなか市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則制定(案)について【非公開】			
	協議事項4	令和8年度ひたちなか市食物アレルギー等対応支援金交付要綱の制定(案)について【非公開】			
その他	その他(1)	3月定例市議会における教育委員会関係事項について【公開】			

令和8年第5回ひたちなか市  
教育委員会3月臨時会会議録

開会 15:00

教育部長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。お手元の次第に従いまして、令和8年第5回教育委員会3月定例会を進めさせていただきます。

それでは、教育長からご挨拶並びに開会の宣告をお願いします。

教育長 総合教育会議から引き続き、ありがとうございます。

今回をもちまして、今年度中の委員会は最後になります。先ほどの総合教育会議でもありましたように、様々な課題を抱えておりますが、皆様のお力をお貸しいただければありがたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和8年第5回教育委員会3月臨時会を開会します。

本日は、議案審議等が10件、その他が1件です。

議案第6号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則制定について

議案第7号 ひたちなか市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する訓令制定について

議案第8号 史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示について

協議事項2 ひたちなか市史編さん委員会設置規則の一部を改正する規則制定（案）について

総務課長 議案第6号から議案第8号まで、及び協議事項2の4件は関連しますので、まとめてご説明をいたします。

この4件に関しましては、新年度から市全体の組織機構改編がございます。

教育委員会事務局におきましても、組織・機構の改編がございまして、それに関連する案件でございます。

組織機構改編については大きく3点の変更点がございます。

1点目は、総務課につきまして、事務局の政策調整部門としての役割を明確にするため、教育政策課へ名称変更をいたします。

2点目は、地域クラブ活動の地域展開を推進するため、指導課内に地域クラブ活動推進室を設置いたします。

3点目は、組織のスリム化を図るため、学校管理課にある2つの係、学務係と施設係を廃止し、係制をとらず一本化いたします。

以上3点が大きな変更点でございます。

それに関連しまして、必要となる関係例規の改正をするものでございます。

まず、議案第6号 ひとちなか市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則におきまして、改正をする規則は4本でございます。

第1条におきまして、ひとちなか市教育委員会事務局組織規則、第2条におきまして、ひとちなか市教育委員会公印規則、第3条におきまして、ひとちなか市史跡保存対策委員会設置規則、第4条におきまして、ひとちなか市博物館建設委員会設置規則です。各内容について個別にご説明申し上げます。

参考資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず第1条関係の事務局組織規則でございますが、第2条のところで、総務課を教育政策課に改めます。

また学校管理課に設置されている係については廃止となります。

第2条第2項につきましては、室レベルの設置でございますが、総務課のところに文化財室が置かれていましたが、教育政策課に文化財室、また指導課に地域クラブ活動推進室を設置する体制になります。

次に事務分掌でございますが、まず総務課名称が教育政策課に変わりますとともに、所要の改正を行ってございます。

第3条第3号のところですが学校教育振興基本計画の策定につきましては、令和3年12月の教育委員会定例会で、個別に学校教育基本計画を策定するのではなく、先ほどご議論いただきました総合計画、あるいは教育の大綱に基づいて施策を推進していくということで決定をされまして、基本計画の方は策定をしておりませんので、今回の整理の際に削除するものでございます。

次に7号目の教育行政というところを少し整理いたしまして、教育行政に係る基本的施策の推進に關すると改めます。

次に学校管理課のところでございますが、まず係を廃止しますので、係の区分をなくします。

次に学校管理下の1号に記載されております、学校の設置及び廃止に關すること、これに關しましては、今回の組織改編によりまして、教育政策課に所管替えをいたします。

その他につきましては番号の項ずれによる調整でございます。

続きまして、室レベルの事務分掌でございますが、総務課のところが教育政策課に名称の変更をしますとともに、指導課内に地域クラブ活動推進室を設置いたしますので、その事務分掌について新たに規定をするものがございます。

次に第2条関係でございますが、こちらは教育委員会公印規則でございます。

こちらは総務課という名称を教育政策課に改めるものがございます。

続きまして、史跡保存対策委員会設置規則でございますが、こちらも総務課を教育政策課に改めるものがございます。

次に、こちら第4条博物館建設委員会設置規則でございますが、こちらも総務課を教育政策課に改めるものがございます。

次に議案第7号をお開きいただきたいと思います。

こちらは教育委員会の訓令レベルで改正が必要な例規の一括改正でございます。

対象となる例規は3つございます。

第1条におきまして事務局処務規定、第2条におきまして事務決裁規程、第3条におきまして教育課題検討会設置要綱でございます。

まず、第1条の処務規定でございますが、こちら総務課の名称を教育政策課に改めるものがございます。

次に第2条事務決裁規程でございますが、こちらも総務課を教育政策課に改めるものがございます。

最後、教育課題検討会設置要綱でございますが、こちらも総務課を教育政策課に改めるものがございます。

次に、議案第8号、史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示でございます。

こちらも総務課の名称を教育政策課に改めるものがございます。

協議事項2、ひたちなか市史編さん委員会設置規則の一部を改正する規則をお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましても、総務課の名称を教育政策課に改めるものがございます。

以上、組織改編に伴う改正でございます。

## 【質疑、意見等】

特になし

\*議案第6号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則制定について、議案第7号 ひたちなか市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する訓令制定について、議案第8号 史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示についての3件は、全員一致で可決されました。

**議案第9号 ひたちなか市児童生徒等の就学等に関する規則の一部を改正する規則制定について**

学校管理課長 こちらについては、様式の変更になります。改正理由といたしましては、現在の市町村において、基幹システムの方で、地方公共団体情報システムの標準化を進めております。

全国、各市町村で別々なシステムを使っていたのを、全国的に共通の仕様で動かしましょうといったものでございます。

国から、こういった様式は必ずこの様式に書き換えてくださいという要望が出ておまして、今まで市町村のある程度裁量でというオリジナリティがあった様式を、国の統一した標準様式に、書き換えるというものでございます。

その標準様式に合わせる他所要の改正を行うというものでございます。

**【質疑、意見等】**

特になし

\*議案第9号 ひたちなか市児童生徒等の就学等に関する規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で可決されました。

**議案第10号 ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について**

指導課長 これまで、ひたちなか市教育研究所に情報教育アドバイザーを置いておりましたが、各学校にICT支援員を派遣しており、情報教育アドバイザーの役割を代替できることから、教育研究所に置く職員から情報教育アドバイザーを削る改正を行おうとするものです。

あわせて、教育研究所は、平日のほかに土曜日の午前中も開所しておりますが、土曜日の利用者が少ない状況にあり、開所時間の見直しを行い、土曜日は開所しないこととする改正を行おうとするものです。

新旧対照表の左の旧の欄をご覧ください。現在は「情報教育アドバイザー、情報教育に関する研究、研修及び指導、助言等」とあり、「研究所の

開所時間は、土曜日は、午前9時から午後零時まで、研究所の休日は日曜日」と規定しておりますが、右の新しい欄では、情報教育アドバイザーについては削除、研究所の開所時間は、午前8時30分から午後5時15分まで、研究所の休日は、日曜日及び土曜日としようとするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 【質疑、意見等】

特になし

\*議案第10号 ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で可決されました。

#### 議案第11号 ひたちなか市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定について

指導課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が令和7年6月19日に一部改正され、学校運営協議会を設置している学校の校長が同協議会の承認を得なければならない事項として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項が追加されたことから、本市におきましても、当該事項を追加する改正を行おうとするものです。

新旧対照表の旧の欄をご覧ください。右の新しい欄で、第13条第2号に「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」を加える改正を行おうとするものです。

また、第13条第1項第1号中「教育目標及び学校経営計画」を「教育課程の編成」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「教育課程の編成」を「教育目標及び学校経営計画」に改め、同号を同項第3号とする改正を行おうとするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 【質疑、意見等】

特になし

\*議案第11号 ひたちなか市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定につ

いては、全員一致で可決されました。

教 育 長 続きまして議案第12号と協議事項の3から4でございますが、公開することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがありましたため、非公開にしたいと思います。

非公開とする際は、討論を行わずに可否を決定しなければならないとされておりますので、この案件を非公開とすることについて、賛成の場合は挙手をお願いいたします。

(全員が挙手)

教 育 長 全員賛成ですので、非公開といたします。

#### **議案第12号 ひたちなか市立学校の学校医等の委嘱について【非公開】**

\*議案第12号 ひたちなか市立学校の学校医等の委嘱については、全員一致で可決されました。

#### **協議事項3 ひたちなか市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則制定(案)について【非公開】**

#### **協議事項4 令和8年度ひたちなか市食物アレルギー等対応支援金交付要綱の制定(案)について【非公開】**

教 育 長 非公開を解きます。

#### **その他(1) 3月定例市議会における教育委員会関係事項について**

教 育 部 長 令和8年3月定例会の概要について、ご報告いたします。

その他(1)の資料をご覧ください。

まず、代表質問ですが、市長の令和8年度施政方針に対して、5つの会派から質問があり、一般質問は、教育委員会関連については、2名の議員から質問がありました。

はじめに、代表質問について、何点か概要についてご報告いたします。

まず、1ページ、No.2 大内聖仁議員からの部活動の地域展開については、「地域クラブ活動の認定、準認定制度を導入し、新年度からの休日の活動に向け周知を行うこと、活動団体への支援を行う補助金を予算計上したこと」などを答弁いたしました。

次に、2ページ、No.5 井坂涼子議員からの児童生徒のキャリア形成については、「シビックプライド醸成に向けて、キャリア探検ラリー、ふるさと検定に令和8年度はふるさと体験を加え、3事業を一体的に推進していくこと」などを答弁いたしました。

また、3ページのNo.7では、不登校対策について、「令和8年度は、これまでの各種支援員の派遣型教育相談員への統合、教育相談コーディネーターの新設により、一人ひとり応じた適切な支援を行っていくことや、校内フリースクールでは、成果が出ている一方、継続利用が少ないなどの課題があるため、民間団体などとの連携により支援体制の構築に努めていくこと」などを答弁いたしました。

次に、4ページ、No.10 鎌田議員からのICT教育の推進については、「ICT機器の活用は定着してきている一方、協働的な学びへの活用は十分ではなく、教員研修の充実により、指導力向上に努めていくこと」などを答弁いたしました。

次に、一般質問ですが、1ページ、No.1 鶴澤議員から、通学路の安全確保についての質問には、「下校時の見守りは地域差があることから学校運営協議会を通して好事例を紹介し、安心して登下校できる体制づくりに努めること」などを答弁いたしました。

また、宇田議員から、No.2以降、新中央図書館について、義務教育に係る保護者負担の軽減、また、4月からの小学校給食の無償化に関連して給食を食べない児童への対応についてそれぞれ質問がありました。

新中央図書館については、「パブコメの意見は運営面の検討において参考にすること、カフェの導入やボランティア室も検討を進めること、学校やコミュニティセンターとの連携を図ること」などについて答弁いたしました。

次に、2ページ、No.6 義務教育に係る保護者負担の軽減については、「中学校入学時や校外学習などの学校行事には、まとまった費用がかかり、負担感があると認識しており、各学校に内容の見直しによる費用削減などを働きかけていくこと」などを答弁いたしました。

3ページ、No.7 給食を食べない児童への対応については、「食物アレルギーにより毎日お弁当持参の場合は、国からの交付金相当額を給付する予定ですが、それ以外の場合は国の動向などを注視していくこと」を答弁いたしました。

以上、概要のご説明とさせていただきますが、全体的には、お送りしております資料をご覧ください。

3月定例会の報告については以上でございます。

**【質疑, 意見等】**

特になし

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 15 : 35